

京都市告示第 162 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 4 月 4 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	延 長	敷地の幅員
栗田緯19号線	東山区長光町617番地の2地先から 同区教業町689番地の6地先まで	メートル 63.30	9.00 ～メートル 11.36
吉祥院経65号線	南区吉祥院西ノ内町5番地の43地先から 同町5番地の1地先まで	41.50	5.96 ～ 10.60
吉祥院緯74号線	南区吉祥院西ノ内町5番地の8地先から 同町5番地の14地先まで	62.40	4.00 ～ 7.90
西京極108号線	右京区西京極下沢町43番地地先から 同区西京極中沢町20番地の21地先まで	84.50	6.00 ～ 9.40
御陵自歩46号線	西京区御陵大枝山町五丁目27番地の5地先 から 同町27番地の6地先まで	77.90	4.00 ～ 4.03

(建設局道路部道路明示課)